

平成26年11月11日

株 主 各 位

東京都中央区明石町4番5号  
**千代田インテグレーション株式会社**  
代表取締役社長 小池光明

## 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年11月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成26年11月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号  
第一ホテル東京 4階「プリマヴェーラ」
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第59期（平成25年9月1日から平成26年8月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会  
の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第59期（平成25年9月1日から平成26年8月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.chiyoda-i.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ◎ ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成25年9月1日から平成26年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国を中心とする先進国においては、景気は緩やかに回復しているものの、金融市場の変動リスクや地政学的リスクを抱えた状況が続いております。

また、アジアにおいても概ね緩やかな景気拡大を維持しています。しかしながら、過剰投資、シャドーバンキング問題が表面化している中国では、景気刺激策の効果により足元でやや持ち直しているものの急速かつ大幅な調整局面に陥るリスクが払拭されたとはいえ、依然として、先行きに対する不透明感が残っております。

一方、わが国経済におきましては、消費増税に伴う駆け込み需要とその反動による影響を注視すべき状況ではありますが、政府による経済対策効果や輸出増が支えとなり景気回復基調を維持しています。しかしながら、個人消費の回復遅れや海外経済の悪化により輸出が低迷する場合には、景気が下振れる恐れがあります。

このような経営環境の中で当社グループは、基本方針に「事業領域の拡大と収益力の改善」を掲げ、継続して非日系企業との取引拡大や新商材の拡販を積極的に進めるとともに、需要に柔軟に対応できる生産体制の構築と原価低減活動に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は45,413百万円（前期比12.3%増）、営業利益は3,574百万円（前期比48.7%増）、経常利益は3,813百万円（前期比31.7%増）、当期純利益は2,513百万円（前期比21.5%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。日本は新しい分野への活動を積極的に進めているものの、売上高は10,932百万円（前期比4.9%減）、営業損失は172百万円（前期は248百万円の営業損失）、東南アジアは非日系顧客のスマートフォン・テレビ向けの受注が堅調に推移し、タイが洪水前の受注水準にまで復調したことから、売上高は10,693百万円（前期比15.6%増）、営業利益は708百万円（前期比507.1%増）、中国はスマートフォン向けの受注が好調だったことから、売上高は22,278百万円（前期比25.8%増）、営業利益は1,946百万円（前期比37.0%増）、その他の売上高は、車載品向け受注が堅調に推移するもテレビ向けの受注減により、1,508百万円（前期比23.4%減）、営業利益は97百万円（前期比53.8%減）となりました。なお、前連結会計年度において区分表示しておりました北米セグメントは、報告セグメントにおける重要性が低下したため、当連結会計年度では、その他として記載しております。

業種別売上高は、次のとおりであります。

### 業種別売上高

(単位：百万円)

区 分	金 額	前連結会計年度比	構 成 比
Ｏ Ａ 機 器	16,372	101.9%	36.1%
Ａ Ｖ 機 器	5,858	88.3%	12.9%
通 信 機 器	12,758	140.9%	28.1%
自 動 車	5,846	120.3%	12.9%
レ ジ ャ ー ・ 文 具	1,207	102.3%	2.7%
家 電 機 器	242	93.1%	0.5%
住 宅 ・ 資 材	541	121.7%	1.2%
医 療 ・ 健 康	299	113.3%	0.7%
電 材	1,249	167.2%	2.8%
材 料 販 売	1,037	113.7%	2.1%
合 計	45,413	112.3%	100.0%

(注) 1. 主として、製造メーカーの製品向け部品の取り扱いであります。

2. O A機器（オフィス・オートメーション）の主たるものは、パソコン、プリンター、コピー機等であります。

A V機器（オーディオ・ビジュアル）の主たるものは、テレビ、音響機器、デジカメ、ビデオデッキ等であります。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、704百万円であり、その主なものは、製造設備などによる615百万円でありました。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、米国をはじめとする先進国では景気回復の動きが見られるものの、世界各地において地政学的リスクを抱え、中国経済にも陰りが見え始めるなど、引き続き予断を許さない状況にあります。

当社グループを取り巻く経営環境におきましても、市場ニーズは多様化し国内外の電気機器業界は激しく変化しており、また不安定な為替動向に影響されることから、不透明かつ厳しい状況が続くものと考えられます。

このような経営環境の中で、当社グループは一丸となり、迅速かつ慎重に市場動向を見極め、地域・商品・顧客のそれぞれの事業領域において更なる事業拡大に取り組んでまいります。更に、品質向上及び原価低減活動による生産力の強化や開発商品の展開による売上高確保により、競争力を高め、持続的な成長を図ってまいります。

また、当社グループでは、企業の社会的責任を果たすべく、リスク管理やコンプライアンスを徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを推進するなど、企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの事業活動に引き続きご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (9) 財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第 56 期 (平成23年8月期)	第 57 期 (平成24年8月期)	第 58 期 (平成25年8月期)	第 59 期 (当連結会計年度) (平成26年8月期)
売上高(百万円)	36,649	35,462	40,437	45,413
経常利益(百万円)	883	1,183	2,895	3,813
当期純利益(百万円)	103	102	2,068	2,513
1株当たり当期純利益(円)	7.59	7.56	153.01	185.94
総資産(百万円)	32,116	31,348	38,058	40,588
純資産(百万円)	22,078	21,476	26,023	28,675
1株当たり純資産(円)	1,633.39	1,588.81	1,925.24	2,121.55

### (10) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
CHIYODA INTEGRE CO. (S) PTE. LTD.	1,800千シンガポールドル	100	電気製品等の部品製造販売
CHIYODA INTEGRE (THAILAND) CO., LTD.	125,000千バーツ	100	電気製品等の部品製造販売
千代達電子製造(香港)有限公司	93,134千香港ドル	100	電気製品等の部品販売
千代達電子製造(蘇州)有限公司	52,330千香港ドル	100(100)	電気製品等の部品製造販売
CHIYODA INTEGRE OF AMERICA (SAN DIEGO), INC.	3,100千USドル	100	電気製品等の部品販売

(注) 1. 出資比率の( )内の数値は、間接所有割合で内数であります。

2. 平成26年1月14日開催の取締役会で千代達電子製造(シンセン)有限公司の解散を決議いたしました。

3. 平成26年4月10日開催の取締役会でCHIYODA INTEGRE DE MEXICO, S. A. DE C. V. の設立を決議いたしました。

### (11) 主要な事業内容

当社グループは、OA機器、AV機器、通信機器、自動車関連など各製品の機構部品、機能部品の製造販売を主な事業としております。

### (12) 主要な事業所等

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	東京都中央区	国内子会社	
事業所・工場		サンフェルト株式会社	東京都台東区
関東事業所・工場	埼玉県草加市	海外統括拠点	
営業所		CHIYODA INTEGRE CO. (S)PTE. LTD.	シンガポール
豊橋営業所	愛知県豊橋市		
関西営業所	大阪府泉南市	千代達電子製造(香港)有限公司	香港
青森営業所	青森県弘前市		
仙台営業所	宮城県仙台市	CHIYODA INTEGRE OF AMERICA (SAN DIEGO), INC.	アメリカ
名古屋営業所	愛知県名古屋市		
広島営業所	広島県東広島市	CHIYODA INTEGRE SLOVAKIA, s. r. o.	スロバキア
大分営業所	大分県速見郡		

(注) 平成26年8月31日付で長野営業所を閉鎖いたしました。

### (13) 従業員の状況

#### ① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
4,550名(955名)	31名増(328名減)

(注) 1. 従業員数には、当社から海外現地法人などへの出向者73名を含んでおります。  
2. 従業員数は社員就業人員であり、臨時雇用者数は、年間平均人員を( )外数で記載しております。

#### ② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
193名	16名減	37.5歳	12.7年

(注) 1. 従業員数には、当社から海外現地法人などへの出向者73名は含まれておりません。  
2. 従業員数は社員就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

#### (14) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,460百万円
株式会社みずほ銀行	384百万円

#### 2. 会社の株式に関する事項（平成26年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,128,929株
- (3) 株主数 5,771名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
いちごトラスト	2,980千株	22.05%
ビービーエイチフォーフィデリティロープライズドストックファンド	510千株	3.77%
株式会社三菱東京UFJ銀行	429千株	3.17%
日本生命保険相互会社	402千株	2.98%
日本毛織株式会社	385千株	2.85%
東京中小企業投資育成株式会社	378千株	2.80%
第一生命保険株式会社	304千株	2.25%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	302千株	2.24%
株式会社みずほ銀行	289千株	2.14%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	272千株	2.02%

(注) 持株比率は、自己株式612,402株を控除して計算しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成26年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	丸 山 要	
代表取締役社長	小 池 光 明	
専 務 取 締 役	佐 藤 明	海外事業統括、海外部長
常 務 取 締 役	村 澤 琢 己	国内事業統括、開発センター長
取 締 役	及 川 彰	管理部門担当、総務部長
取 締 役	金 邊 浩 康	中国事業担当
取 締 役	柳 沢 勝 美	太陽誘電株式会社特別顧問
常 勤 監 査 役	植 村 栄 治	
監 査 役	山 下 明	
監 査 役	遠 藤 克 博	遠藤克博税理士事務所代表 イーコンサルティング株式会社代表取締役 ローランドディー、ジー、株式会社社外監査役

- (注) 1. 平成25年11月28日開催の第58回定時株主総会において、柳沢勝美氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 平成25年11月28日付けで、佐藤明氏が常務取締役から専務取締役に昇格いたしました。
3. 柳沢勝美氏は、社外取締役であります。
4. 山下明及び遠藤克博の両氏は、社外監査役であります。
5. 取締役柳沢勝美氏及び監査役遠藤克博氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 監査役遠藤克博氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
7. 平成25年11月28日付で次のとおり担当の変更がありました。

氏 名	新	旧
金 邊 浩 康	取締役 中国事業担当	取締役 中国事業担当 兼中国華北地区エリアマネージャー 兼華北地区各現地法人董事長

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 151百万円（うち社外取締役1名 4百万円）

監査役 3名 16百万円（うち社外監査役2名 7百万円）

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。



### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
取 締 役	柳 沢 勝 美	太陽誘電株式会社特別顧問
監 査 役	遠 藤 克 博	遠藤克博税理士事務所代表 イーコンサルティング株式会社代表取締役 ローランドディー、ジー、株式会社社外監査役

上記の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	柳 沢 勝 美	当事業年度中の平成25年11月に新たに就任し、その後の取締役会12回全てに出席し、経験豊富な経営者の立場から、経営全般にわたり助言・提言を行っております。
監 査 役	山 下 明	当事業年度開催の取締役会15回全てに、監査役会10回全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験・見地から、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	遠 藤 克 博	当事業年度開催の取締役会15回中13回に、監査役会10回全てに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜必要な発言を行っております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 アスカ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 上記金額のうち「当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」には、千代達電子製造（香港）有限公司、千代達電子製造（蘇州）有限公司及び千代達電子製造（天津）有限公司の金融商品取引法に基づく監査報酬が含まれております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は、会社都合の場合のほか、当社監査役会が、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責

任を果たすため、当社が定めた「経営信条」及び「行動規範」並びに、従業員としての「行動規準」を遵守し、グループ全体への周知徹底に努めます。そのため「経営信条」及び「行動規範」は、国内拠点・海外現地法人すべてに掲示します。

また、「コンプライアンス規程」に則り、コンプライアンス担当取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス管理の更なる充実を図ります。

- ② 「内部通報制度運用規程」に則り、法令違反及び企業倫理に対するコンプライアンスについての通報・相談体制として、社内窓口及び社外窓口（弁護士事務所）を設置し対応及び再発防止体制の充実を図ります。
- ③ 当社では企業の社会的責任の観点より「CSR委員会」を設け、環境問題、対顧客、対取引先等々の角度からコンプライアンスの向上に努めます。

## (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営効率を阻害する要因の追求とその対応は経営の重要課題と認識し、販売、製造、管理において会社総合力を強化しバランスのとれた組織運営に努めます。また、意思伝達の迅速化と統一のため、会長、社長、取締役、監査役、各部長、支店長、各海外エリアマネージャーが参加する部長会を月1回開催し、グループ間の連携強化をグローバルに図ります。
- ② 事業計画を策定し、その明確な達成目標及び方策を定め、取締役会において承認のうえ、本社所管部署がその進捗状況を確認し、部長会で定期的に報告を行います。
- ③ 「取締役会規程」及び「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に則り責任部署、権限、執行手続きを定め、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制をとります。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に則り、リスク管理担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社グループにおける重要と判断したリスクへの対応の強化を図ります。

また、製品の品質・環境・災害・安全に関するリスク、情報セキュリティ等に関するリスクにおいて、重要と判断したものについてはそれぞれ

れの職制や組織横断的活動を通じて監視・対策をとります。

- ② 自然災害等の発生に備え、「事業継続計画（BCP）」を策定することにより、被害の発生を防止し、また損失軽減を図ります。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、速やかに危機対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止め、事業継続及び早期に復旧を図る体制を整備します。

#### **(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ① 情報の管理及び保存期間、廃棄等については「文書規程」に則り、内部統制の強化、財務報告の適正化に合わせ情報の文書化、伝達方法等の改善を行います。
- ② 「機密管理規程」に則り、情報アクセス権限のコントロールを行うとともに、当社の機密情報にアクセスするすべての従業員と「アクセス権限付与及び機密保持誓約書」を取り交わします。

#### **(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社グループは「経営信条」、「行動規範」及び「行動規準」に則り、グループ全体でコンプライアンス遵守の周知徹底を図ります。更に、財務報告の適正化等については海外現地法人の対応が最重要課題と認識し、本社所管部署による指導を強化します。
- ② グループ会社管理に関して「グループ会社管理規程」に則り、グループ全体の事業の健全な発展と業務の適正化を図ります。  
また、グループ会社の管理部署を明確にし、定期的に報告書を求めるとともに、重要事項に関しては、当社への承認手続を規程の中で管理決裁基準として定めます。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役はその職務を補助すべきスタッフを必要に応じ置くことを求めることができます。また、内部監査室スタッフも必要に応じ、監査役の職務の一部を事務補助します。
- ② 監査役がその職務を補助すべきスタッフを置くことを求めた場合には、その職務を補助すべきスタッフに関する人事異動、人事考課に関しては

事前に監査役会に相談し意見を求めます。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役及び従業員は、監査役会通達「監査役会に対する報告事項」に基づき、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した事実を監査役会へ報告します。また、内部監査室が実施した内部監査の結果等についても監査役会へ報告します。
- ② 監査役は、取締役会、部長会だけでなく、その他重要な会議にも出席します。
- ③ 監査役は、定期的に代表取締役並びに会計監査人と意見交換を行います。

**(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

① 基本的な考え方

当社グループは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対処し一切の関係を遮断することを基本方針とします。

② 整備状況

「千代田インテグレグループ従業員行動規準」において、反社会的勢力に対しての基本姿勢を定め、役職員に周知徹底を図ります。

また、反社会的勢力に関する情報について、社団法人特殊暴力防止連合会に加盟し、所轄警察署で行われる情報交換会に参加し収集に努めます。更に、取引先との反社会的勢力の排除に関する覚書の締結を推進し、反社会的勢力との関わりを未然に防止します。

**(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 当社グループは、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、健全な内部統制環境を整備します。

## **7. 株式会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 連結貸借対照表

(平成26年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
流動資産	28,551	流動負債	10,450
現金及び預金	12,368	支払手形及び買掛金	6,627
受取手形及び売掛金	11,431	短期借入金	1,773
有価証券	52	1年内返済予定の長期借入金	24
商品及び製品	1,681	未払法人税等	357
仕掛品	233	賞与引当金	381
原材料及び貯蔵品	2,299	その他	1,286
繰延税金資産	214	<b>固定負債</b>	<b>1,461</b>
その他	295	長期借入金	50
貸倒引当金	△24	繰延税金負債	517
固定資産	12,036	退職給付に係る負債	677
有形固定資産	7,981	その他	215
建物及び構築物	3,224	<b>負債合計</b>	<b>11,912</b>
機械装置及び運搬具	2,644	<b>【純資産の部】</b>	
工具、器具及び備品	399	<b>株主資本</b>	<b>27,797</b>
土地	1,668	資本金	2,331
建設仮勘定	45	資本剰余金	2,450
無形固定資産	246	利益剰余金	23,864
ソフトウェア	246	自己株式	△849
その他	0	その他の包括利益累計額	878
投資その他の資産	3,808	その他有価証券評価差額金	629
投資有価証券	3,009	為替換算調整勘定	156
繰延税金資産	128	退職給付に係る調整累計額	93
その他	690	<b>純資産合計</b>	<b>28,675</b>
貸倒引当金	△20	<b>負債純資産合計</b>	<b>40,588</b>
<b>資産合計</b>	<b>40,588</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成25年9月1日から平成26年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		45,413
売上原価		35,671
売上総利益		9,742
販売費及び一般管理費		6,168
営業利益		3,574
営業外収益		
受取利息	59	
受取配当金	35	
受取家賃	15	
為替差益	184	
その他	65	361
営業外費用		
支払利息	57	
損害賠償金	3	
その他	60	122
経常利益		3,813
特別利益		
固定資産売却益	19	
投資有価証券売却益	1	20
特別損失		
固定資産除売却損	23	
特別退職金	148	
関係会社整理損	118	290
税金等調整前当期純利益		3,544
法人税、住民税及び事業税	1,087	
法人税等調整額	△56	1,031
少数株主損益調整前当期純利益		2,513
当期純利益		2,513

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年9月1日から平成26年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合 計
当期首残高	2,331	2,450	21,792	△848	25,725
当期変動額					
剰余金の配当			△405		△405
当期純利益			2,513		2,513
自己株式の取得				△0	△0
連結範囲の変動			△35		△35
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	2,072	△0	2,071
当期末残高	2,331	2,450	23,864	△849	27,797

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当期首残高	390	△92	—	297	26,023
当期変動額					
剰余金の配当					△405
当期純利益					2,513
自己株式の取得					△0
連結範囲の変動					△35
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	239	248	93	581	581
当期変動額合計	239	248	93	581	2,652
当期末残高	629	156	93	878	28,675

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。



## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社

CHIYODA INTEGRE CO. (S)PTE. LTD.、CHIYODA INTEGRE CO. (M)SDN. BHD.、CHIYODA INTEGRE CO. (JOHOR)SDN. BHD.、CHIYODA INTEGRE CO. (PENANG)SDN. BHD.、千代達電子製造(香港)有限公司、千代達電子製造(大連)有限公司、千代達電子製造(シンセン)有限公司、CHIYODA INTEGRE (THAILAND) CO., LTD.、CHIYODA INTEGRE OF AMERICA (SAN DIEGO), INC.、千代達電子製造(中山)有限公司、PT. CHIYODA INTEGRE INDONESIA、CHIYODA INTEGRE DE BAJA CALIFORNIA, S. A. DE C. V.、千代達電子製造(蘇州)有限公司、千代達電子製造(東莞)有限公司、CHIYODA INTEGRE VIETNAM CO., LTD.、千代達電子製造(天津)有限公司、CHIYODA INTEGRE SLOVAKIA, s. r. o.、千代達電子製造(山東)有限公司、千代達電子製造(広州)有限公司、CHIYODA INTEGRE (PHILIPPINES) CORPORATION及びサンフェルト株式会社の21社であります。

なお、前連結会計年度において非連結子会社であったCHIYODA INTEGRE (PHILIPPINES) CORPORATIONは、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 0社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、千代達電子製造(大連)有限公司、千代達電子製造(シンセン)有限公司、千代達電子製造(中山)有限公司、CHIYODA INTEGRE DE BAJA CALIFORNIA, S. A. DE C. V.、千代達電子製造(蘇州)有限公司、千代達電子製造(東莞)有限公司、千代達電子製造(天津)有限公司、千代達電子製造(山東)有限公司、千代達電子製造(広州)有限公司及びCHIYODA INTEGRE SLOVAKIA, s. r. o.の10社は決算日が12月31日ですが、連結計算書類作成にあたっては6月30日現在で本決算に準じた仮決算を実施し、同日現在の財政状態並びに前仮決算日以降同日までの経営成績を用いております。

CHIYODA INTEGRE CO. (S)PTE. LTD.、CHIYODA INTEGRE CO. (M)SDN. BHD.、CHIYODA INTEGRE CO. (JOHOR)SDN. BHD.、CHIYODA INTEGRE CO. (PENANG)SDN. BHD.、PT. CHIYODA INTEGRE INDONESIA、CHIYODA INTEGRE (THAILAND) CO., LTD.、CHIYODA INTEGRE OF AMERICA (SAN DIEGO), INC.、CHIYODA INTEGRE VIETNAM CO., LTD.、CHIYODA INTEGRE (PHILIPPINES) CORPORATION及び千代達電子製造(香港)有限公司は決算日が6月30日であり、同決算日の財務諸表を使用しております。

上記を除く連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法

###### ③ たな卸資産

当社及び連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～60年

機械装置及び運搬具 2年～10年

工具、器具及び備品 2年～20年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

###### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

(i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が677百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が93百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

6. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外費用の「売上債権売却損」は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「売上債権売却損」は7百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 13,625百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式	14,128,929	—	—	14,128,929
合計	14,128,929	—	—	14,128,929
自己株式				
普通株式 (注)	611,882	520	—	612,402
合計	611,882	520	—	612,402

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加520株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当 たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年11月28日 定時株主総会	普通株式	405	30.00	平成25年8月31日	平成25年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当 たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年11月27日 定時株主総会	普通株式	513	利益 剰余金	38.00	平成26年8月31日	平成26年11月28日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして、必要な資金を当社グループ内での借入及び銀行借入によって調達しており、資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。なお、一部において、効率的な資金運用を図ることを目的として、デリバティブを組み込んだ債券による運用を行っております。

デリバティブは、将来の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図るために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、恒常的な運転資金として調達したものであり、そのほとんどは固定金利であるため、金利の変動リスクは僅少であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての貸付金・借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、通貨オプション取引及び通貨スワップ取引であります。これらの取引は為替の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスクの管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に従い、取引先の状況を日常的・継続的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。連結子会社においても、当社の与信管理規程に準じた同様の管理を行っております。

なお、有価証券及び投資有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい外国証券（デリバティブが内包されている仕組債券）466百万円が含まれております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に従い、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約及び通貨オプションを利用してヘッジしております。また、外貨建ての貸付金・借入金の為替変動リスクに対して、通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、投資有価証券運用規程に従い、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しており、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引について、当社は、取引権限やヘッジ比率等を定めたデリバティブ取引管理規程に従い、経理担当役員の決裁に基づいて、経理部が取引を行っており、その状況は、月次で取締役会へ報告しております。連結子会社においては、当社が連結子会社のカウンターパーティーに対して設定している保証枠の範囲内で、各連結子会社が行っており、その状況は当社の経理部に月次で報告を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理部が月次で資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、月次で資金繰表を作成・更新することで管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	12,368	12,368	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,431	11,431	—
(3) 有価証券及び 投資有価証券			
満期保有目的の債券	466	446	△20
その他有価証券	2,595	2,591	△3
資産計	26,861	26,837	△24
(1) 支払手形及び買掛金	6,627	6,627	—
(2) 短期借入金	1,773	1,773	—
(3) 長期借入金（1年内 返済予定の長期借入 金を含む）(*1)	75	75	0
負債計	8,475	8,476	0
デリバティブ取引(*2)	(32)	(32)	—

(\*1) 連結貸借対照表上の1年内返済予定の長期借入金24百万円については、時価の算定の便宜上長期借入金に含めております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券及び外貨建MMFは取引先金融機関等から提示された価格によっております。また、株式形態のゴルフ会員権は、取引所の価格がないため、業者間の取引相場表等による価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

## 1. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えない もの	その他	466	446	△20
	小計	466	446	△20
合計		466	446	△20

## 2. その他の有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価(*) (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	1,905	926	978
	(2) その他	0	0	0
	小計	1,905	926	978
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	675	714	△39
	(2) ゴルフ会員権	14	14	—
	小計	689	729	△39
合計		2,595	1,655	939

(\*) 表中の「取得原価」は減損会計処理後の帳簿価額であります。

## 負債

### (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

### (3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。



## デリバティブ取引

デリバティブ取引については以下のとおりであります。

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	オプション取引				
	売建				
	コール				
	USドル	126	—	△19	△19
	買建				
	プット				
USドル	63	—	0	0	
	スワップ取引				
	受取USドル・ 支払タイバーツ	355	—	△8	△8
	受取USドル・ 支払ユーロ	189	—	△4	△4
	合計	734	—	△32	△32

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,121円55銭
- 1株当たり当期純利益金額 185円94銭

※(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5. 会計方針の変更に関する注記に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、6円91銭増加しております。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成26年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>12,939</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,034</b>
現金及び預金	6,341	支払手形	159
受取手形	236	電子記録債務	219
電子記録債権	471	買掛金	2,773
売掛金	3,883	短期借入金	1,020
有価証券	52	リース債務	19
商品及び製品	291	未払金	4
仕掛品	66	未払費用	278
原材料及び貯蔵品	424	未払法人税等	191
前払費用	40	預り金	14
繰延税金資産	179	賞与引当金	321
短期貸付金	357	その他	32
未収入金	715	<b>固定負債</b>	<b>1,040</b>
その他の他金	15	リース債務	46
貸倒引当金	△135	繰延税金負債	171
<b>固定資産</b>	<b>8,506</b>	退職給付引当金	712
<b>有形固定資産</b>	<b>3,184</b>	その他	109
建物	1,371	<b>負債合計</b>	<b>6,075</b>
構築物	9	<b>【純資産の部】</b>	
機械及び装置	216	<b>株主資本</b>	<b>14,740</b>
車両運搬具	0	資本金	2,331
工具、器具及び備品	65	資本剰余金	2,450
土地	1,494	資本準備金	2,450
建設仮勘定	27	利益剰余金	10,808
<b>無形固定資産</b>	<b>58</b>	利益準備金	258
ソフトウェア	58	その他利益剰余金	10,550
その他	0	固定資産圧縮積立金	280
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,263</b>	別途積立金	1,810
投資有価証券	2,999	繰越利益剰余金	8,459
関係会社株式	1,903	<b>自己株式</b>	<b>△849</b>
関係会社出資金	106	評価・換算差額等	629
破産更生債権等	1	その他有価証券評価差額金	629
敷金及び保証金	22	<b>純資産合計</b>	<b>15,370</b>
会員の権	31	<b>負債・純資産合計</b>	<b>21,445</b>
その他	219		
貸倒引当金	△20		
<b>資産合計</b>	<b>21,445</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成25年9月1日から平成26年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,318
売 上 原 価		10,745
売 上 総 利 益		2,573
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,766
営 業 損 失		192
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	31	
受 取 配 当 金	356	
受 取 家 賃	15	
為 替 差 益	178	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	979	
そ の 他	34	1,596
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28	
損 害 賠 償 金	3	
減 価 償 却 費	9	
そ の 他	16	57
経 常 利 益		1,347
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	129	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	130
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	8	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	69	78
税 引 前 当 期 純 利 益		1,400
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	396	
法 人 税 等 調 整 額	△38	358
当 期 純 利 益		1,042

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成25年9月1日から  
平成26年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	2,331	2,450	2,450	258	290	1,810	7,812	10,171
当期変動額								
剰余金の配当							△405	△405
固定資産圧縮積立金の取崩					△10		10	—
当期純利益							1,042	1,042
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△10	—	647	636
当期末残高	2,331	2,450	2,450	258	280	1,810	8,459	10,808

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△848	14,104	390	390	14,495
当期変動額					
剰余金の配当		△405			△405
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		1,042			1,042
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			239	239	239
当期変動額合計	△0	635	239	239	874
当期末残高	△849	14,740	629	629	15,370

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ

時価法

##### (3) たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 18年～38年

構築物 2年～15年

機械及び装置 2年～7年

車両運搬具 2年～4年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時に一括費用処理しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理方法と異なっております。

#### (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### (表示方法の変更に関する注記)

#### (貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「支払手形」に含めていた「電子記録債務」は、金額の重要性が増したため、当事業年度では独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「電子記録債務」は58百万円であります。

#### (損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「売上債権売却損」は金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「売上債権売却損」は7百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,703百万円

2. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

被 保 証 者	金 額
サ ン フ ェ ル ト 株 式 会 社	64百万円
P T . C H I Y O D A I N T E G R E I N D O N E S I A	3
C H I Y O D A I N T E G R E C O . ( M ) S D N . B H D .	3
C H I Y O D A I N T E G R E C O . ( P E N A N G ) S D N . B H D .	2
C H I Y O D A I N T E G R E C O . ( S ) P T E . L T D .	2
計	75

3. 関係会社に対する短期金銭債権

売 掛 金 1,041百万円  
短 期 貸 付 金 357百万円  
未 収 入 金 689百万円  
その他 (流動資産) 11百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債務

買 掛 金 66百万円  
未 払 費 用 0百万円

5. 期末日満期手形等

受 取 手 形 19百万円  
電 子 記 録 債 権 0百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 3,302百万円  
仕入高 493百万円  
営業取引以外の取引高 1,313百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 612,402株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産	
賞与引当金	114百万円
未払事業税	18
貸倒引当金	47
その他	49
評価性引当額	△49
繰延税金資産合計	179
繰延税金資産純額	179

(2) 固定の部

繰延税金資産	
退職給付引当金	253
ゴルフ会員権評価損	39
投資有価証券評価損	48
関係会社株式評価損	370
未払役員退職慰労金	38
減損損失	260
その他	4
評価性引当額	△723
繰延税金資産合計	292
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	154
その他有価証券評価差額金	309
繰延税金負債合計	464
繰延税金資産純額	△171



(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	千代達電子製造(香港)有限公司	所有 直接 100	原材料等の販売・技術援助契約の締結	原材料等の販売	952	売掛金	319
				配当金の受取	200	未収入金	274
				ロイヤリティーの受取	169		
子会社	CHIYODA INTEGRRE (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接 100	原材料等の販売・技術援助契約の締結・資金の貸付	利息の受取	11	短期貸付金	253
子会社	千代達電子製造(天津)有限公司	所有 間接 100	原材料等の販売・技術援助契約の締結	ロイヤリティーの受取	244	未収入金	39

(注) 1. 上記金額の取引金額及び期末残高については、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 原材料等の販売についての価格その他の取引条件は、価格交渉の上、一般取引と同様に決定しております。

(2) ロイヤリティーの受取については、当社の基準に準拠し決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,137円13銭
2. 1株当たり当期純利益金額	77円10銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年10月17日

千代田インテグレ株式会社

取締役会 御中

### アスカ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 中 大 丸 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 若 尾 典 邦 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、千代田インテグレ株式会社の平成25年9月1日から平成26年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、千代田インテグレ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年10月17日

千代田インテグレ株式会社

取締役会 御中

### アスカ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 中 大 丸 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 若 尾 典 邦 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、千代田インテグレ株式会社の平成25年9月1日から平成26年8月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成25年9月1日から平成26年8月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

子会社等については、子会社等の業務を統轄する取締役、子会社等の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令、定款に適合し適正であることを確保するために、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定められ、事業報告に記載されている体制の整備に関する取締役会決議の内容と整備体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築と運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実も認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年10月24日

千代田インテグレ株式会社監査役会

常勤監査役 植村 栄 治 ㊟  
監査役 山下 明 ㊟  
(社外監査役)  
監査役 遠藤 克 博 ㊟  
(社外監査役)

以 上

# 株主総会参考書類

## (議案及び参考事項)

### 第1号議案 剰余金処分の件

第59期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに経営体質の強化のための内部留保の状況などを総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき38円 総額513,628,026円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年11月28日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) インターネットの普及を受けて、株主総会参考書類等に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示する方法によって株主様に提供できるようにするべく、現行定款に新たに所要の規定(変更案第15条)を設けるものであります。

また、上記の規定の新設を受けて、現行定款の第15条以下の規定の条数を1つずつ繰り下げます。

- (2) 海外子会社を含めグループ全体として事業年度を同じくすることによって連結決算や業績開示等をより適切かつ機動的に行うことができるようにするべく、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更することを含め、現行定款(第12条、第13条、第37条、第38条及び第39条)に所要の修正を加えるとともに、附則に経過措置を定めます(第1条ないし第3条)。

併せて、上記の事業年度の変更に伴い、平成27年9月1日から始まる事業年度(第61期)については、その期間を平成28年12月31日までの16か月とするとともに、この事業年度の期間の伸長に対応するため、会計監査人の任期を変更するべく、附則に所要の規定を新設します(第4条及び第5条)。

なお、既に本年9月1日から始まっている事業年度(第60期)については、これまでどおり来年8月31日をもって終了します。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集時期)            第12条 当会社の定時株主総会は、毎年11月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)            第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。            (新設)</p> <p>第15条～第36条 (条文省略)            (事業年度)            第37条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)            第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p>(中間配当)            第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年2月末日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第40条 (条文省略)</p>	<p>(招集時期)            第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)            第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。  <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条～第37条 (現行どおり)            (事業年度)            第38条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)            第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(中間配当)            第40条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月末日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 第12条（招集時期）の規定の変更は、平成28年4月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</p> <p><u>第2条</u> 第13条（定時株主総会の基準日）、第38条（事業年度）及び第39条（剰余金の配当の基準日）の規定の変更は、平成28年1月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</p> <p><u>第3条</u> 第40条（中間配当）の規定の変更は、平成28年7月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</p> <p><u>第4条</u> 第38条（事業年度）の規定にかかわらず、平成27年9月1日から始まる第61期事業年度は、平成28年12月31日までの16か月とする。なお、本附則は、第61期事業年度経過後は、これを削除する。</p> <p><u>第5条</u> 平成27年11月に開催された定時株主総会において選任または再任された会計監査人の任期は、平成28年12月31日に終了する第61期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、平成29年3月に開催される定時株主総会の終結後にこれを削除する。</p>



### 第3号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、佐藤明氏、村澤琢己氏、及川彰氏及び金邊浩康氏の4名が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	さとう あきら 佐藤 明 (昭和31年4月2日生)	昭和50年3月 当社入社 平成13年3月 CHIYODA INTEGRÉ CO. (S) PTE. LTD. 出向 取締役社長 当社海外部長 (現任) 平成20年9月 当社取締役 平成20年11月 当社取締役 平成22年11月 当社海外事業統括 (現任) 平成23年11月 当社常務取締役 平成25年11月 当社専務取締役 (現任)	株  30,980
2	むら さわ たく み 村澤 琢己 (昭和35年7月21日生)	昭和58年3月 当社入社 平成17年9月 当社国内事業統括 (現任) 平成18年11月 当社取締役 平成22年9月 当社開発センター長 (現任) 平成23年9月 当社東京支店長 平成23年11月 当社常務取締役 (現任) 平成24年9月 当社関東事業所長	9,800
3	かな べ ひろ やす 金邊 浩康 (昭和35年4月23日生)	昭和59年3月 当社入社 平成14年3月 当社豊橋支店長 平成21年4月 当社東京支店長 平成23年9月 千代達電子製造 (蘇州) 有限公司 董事長 平成24年1月 当社中国華北地区エリアマネージャー、華北地区各現地法人 董事長 平成24年11月 当社取締役 (現任) 当社中国事業担当 (現任)	10,600
4	※ かとう ひろ ゆき 加藤 裕之 (昭和35年9月14日生)	昭和58年3月 当社入社 平成15年9月 当社大阪支店長 平成24年9月 当社営業部長 平成25年9月 当社関東事業所長 (現任)	5,939

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数（3名）を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

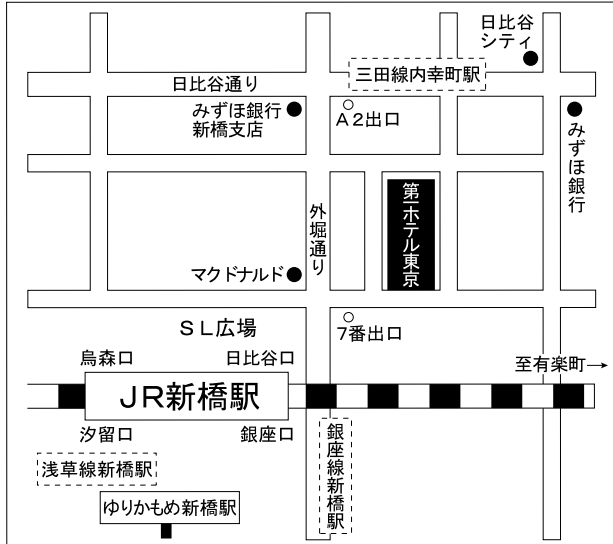
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
いい つか たか のり 飯塚貴規 (昭和50年1月13日生)	平成13年12月 司法書士登録 平成14年2月 原田司法書士事務所パートナー 平成18年2月 飯塚松田司法書士事務所開設 平成19年3月 司法書士法人飯塚松田事務所設立（現 司法書士法人飯塚リーガルパートナーズ）代表社員（現任） 平成19年8月 アイナレッジ（株）監査役（現任）	株      —

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 飯塚貴規氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。
3. 飯塚貴規氏は、過去に会社の経営に直接かかわったことはありませんが、司法書士法人の代表社員としての企業法務における知識と実務経験を有しており、監査業務を適切に遂行していただけると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 飯塚貴規氏が社外監査役に就任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。  
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。

以 上

# 株主総会会場のご案内

東京都港区新橋一丁目2番6号  
第一ホテル東京 4階「プリマヴェーラ」  
電話 03-3501-4411 (代表)



- JR線・東京メトロ銀座線 新橋駅より徒歩2分
- 都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩3分
- 都営地下鉄浅草線・ゆりかもめ 新橋駅より徒歩4分

※ JR線・東京メトロ銀座線・都営地下鉄浅草線「新橋駅」より地下歩道にて直結（新橋内幸町地下歩道D出口）